

令和3年2月13日以降の学生の学内立ち入りについて

リスク管理室会議

令和3年2月13日（土）以降は学生の登校を制限して、学内（図書館等の付属施設を含む）における新型コロナウイルス感染防止を徹底することとします。ただし、再試験（事前指導を含む）・就職活動・進路指導等に関連するものについて、下記の対策を順守する場合に限り、学内への立ち入りを許可します。

【再試験に関係する学生の立ち入りについて】

1. 再試験受験者に対する事前指導は2月15日（月）から19日（金）の間に、原則としてオンラインで実施してください。
2. やむを得ず対面で指導する場合でも、学生各人が学内に滞在できる時間は1日に2時間以内とし、午前または午後に集中的に実施してください。
3. 再試験は2月22日（月）から26日（金）の間に、原則として教務委員会作成の時間割りに従って実施してください。
4. 事前指導または再試験の終了後、学生は速やかに学外に退去してください。なお、学生が学内に留まることができるのは17時までとします。
5. 学生が登校する場合、教科担当教員は前日の16時までにFormsの「学生登校に関する登録（令和3年2月～3月）」において実施日時及び参加人数等を届け出てください。
6. 再試験事前指導および再試験の期間、事務手続き等で学生課を訪れる場合を除き、学生は講義A棟および管理棟には立ち入らないでください。
7. 学内においては、学生・教職員ともに必ずマスクを着用したうえで換気を行うなど、感染防止対策を徹底してください。なお、食事をはじめとした飲食は原則として禁止します。（水分補給程度は可）

【就職活動・進路指導等のための学生の立ち入りについて】

1. 2月22日から3月31日までの期間、平日の日中に限って学生の学内立ち入りを認めます。
2. 学生が学内にいる間は、学級担任・指導教員等の関係する教員は必ず学内において指導・監督にあたってください。
3. 学生各人が学内に滞在できる時間は1日に2時間以内とし、午前または午後に集中的に実施してください。なお、学生は17時までに学内から退去してください。
4. 学生が登校する場合、関係教員は前日の16時までにFormsの「学生登校に関する登録（令和3年2月～3月）」において実施日時及び参加人数等を届け出てください。
5. 事務手続き等で学生課を訪れる場合を除き、学生は講義A棟および管理棟には立ち入らないでください。
6. 学級担任等が学生・保護者と個別に面談を実施する場合は可能な限り研究室の利用を避け、専攻科棟3階ゼミ室や応接室等を利用してください。
7. 学内においては、学生・保護者・教職員ともに必ずマスクを着用したうえで換気を行うなど、感染防止対策を徹底してください。食事を始めとした飲食は原則として禁止します。（水分補給程度は可）

以上